

調庸専当と擬任郡司——延暦十六年十一月二十七日官符に関する一試論——

橋本剛

はじめに

周知のごとく、日本古代の郡司制度に関する研究は膨大な量を有し、坂本太郎氏⁽¹⁾をはじめとする先学諸氏によって着実に成果が蓄積されてきた。わけても、近年の郡司研究に多大な影響を及ぼした業績として、須原祥二氏の研究をあげることに異論はないだろう。⁽²⁾須原氏は、多様な史料を駆使して郡司が頻繁に交替していた実態を鋭く指摘し、それまでの終身官という郡司のイメージに再考を促すことに成功した。これによって、伝統的権威による郡内支配というあり方への再検討も進み、現在では、在地の複数の有力者を「郡司層」として把握・分析する研究も主流となっている。

ところで、須原氏が先の理解を導くにあたり着目したのが、擬任郡司の存在である。擬任郡司は、その性格の違いから前期・後期に分けるのが一般的であるが、前期擬任郡司とは、正員郡司の欠如した際に国司によって仮に置かれ、式部省での銓擬を経るまでの一時的存在的郡司である。一方の後期擬任郡司は、正員郡司が存在するにも関わらず設置され、かつ一つのポストに対して複数置かれることがあった。このような後期擬任郡司は、弘仁年間に成立したことが先学によって明らかにされている。以上二種類の擬任郡司のうち、須原氏が注目したのは前期擬任郡司であった。上述のような性格から、前期擬任郡司の存在はそのまま郡司の交替が生じることを意味する。須原氏は以上のことを踏まえ、特に八世紀後半以降の史料に擬任郡司が散見することなどを根拠に、先述したような郡司の頻繁な交替という結論に到達したのである。かかる経緯により、擬任郡司に光があてられた。ただしそれ以前、

前期擬任郡司そのものに関する研究は決して多いとはいえないのが現状であろう。

一方、同じく八世紀後半には、地方行政の面でも変化が生じていた。調庸制の動搖である。つとに指摘されているように、八世紀後半以降、調庸の違期・未進など的问题が顕在化する。⁽³⁾それと連動するように、地方官たる国司にそれらの責任を負わせる法令が出されるようになるが、こうした流れの中で散見するようになるのが、国司の「専当」である。これに関しては以前論じたように、職務を忌避する国司を確実に把握することで、地方行政の円滑化を目指すために設定されたものであった。⁽⁴⁾

以上のように、主に八世紀後半以降、郡司制度や地方行政のあり方が大きく転回することは、今さら指摘するまでもなかろう。しかし意外なことに、この両者がいかなる関係にあるのかといった点については、従来それほど注目されていない。近年磐下徹氏は、郡司の任用日程の変遷を明らかにする過程で両者の関係を取り上げている。⁽⁵⁾ただ、氏の精緻な研究を受けてもなお、さらなる検討の余地が残されていると考える。本稿は以上のような問題意識に基づき、「類聚三代格」卷七、郡司事、延暦十六年（七九七）十一月二十七日太政官符（以下、式下7）の再検討を通じて、擬任郡司と専当との関係に迫ろうとする一つの試論である。

第一章 郡司の任用制度と擬任郡司

（1）郡司の任用と擬任郡司

式下7を正確に理解するためには、当該期の郡司の任用制度や、擬任郡司の存在形態を押さえておくことが不可欠である。そこで本章では、次章以降で式下7を検討するのに先立ち、先学に導かれたながらこれらの点について基礎的な整理を行った

い。

まず擬任郡司に関しては、律令に一切規定がみえない。⁽⁶⁾しかし、当初からその存在が想定されていたことは疑いないであろう。のちの史料である『延喜式』から、郡司の任用に関する規定をみると、太政官¹³任郡司条に

凡諸国銓擬言^二上郡司大少領^一者、式部對試造^レ簿、先申^二大臣^一即奏聞。訖式部書^二位記^一請印。其後於^二太政官^一、式部先授^二位記^一、次唱^二任人名^一、如^二除目儀^一。〈事見^二儀式^一〉。

とある。整理すれば国擬、式部銓擬、郡司読奏、任官儀という流れになろう。このような枠組みは八～十世紀の間変わらなかつたことが指摘されている。⁽⁷⁾この規定は奏任官たる郡領（大領・少領）に関するものだが、主政・主帳は判任官のため奏聞を経ずに任官されるのが特徴である。注目すべきは、国擬が国司によって在地で行われるのに対し、式部銓擬以降は中央で行われることである。そのため、一時的存続する擬任郡司が正式に郡司となるためには、特定の時期に上京し、一連の過程を経る必要があった。先に触れたように、前掲の延喜式の規定は郡領に関するものであるが、主政・主帳については和銅年間以降には郡領と同様に銓擬に合わせて上京していたと考えられる。⁽⁸⁾

以上、簡単に郡司の任用制度を確認してきた。今ひとつ、郡司の任用に関して問題となるのは、その基準や資格であろう。すなわち、郡司を任用するにあたり、譜第と才用いざれを重視したのか、という問題であり、むしろこちらに議論が集中してきただといつてよい。⁽⁹⁾しかし本稿は、この問題について正面から取り上げる余裕はないため、のちに簡単に触れるにとどめたい。ひとまずここでは、任用基準・資格の如何に関わらず、こと任用手続きに関しては先に示した基本的な流れに変化はみられない、ということを押さえて先に進みたい。

(2) 前期擬任郡司と副擬郡司

ここからは、前期擬任郡司の性格をより明確にするため、副擬郡司を取り上げたい。まず、基本史料となる『類聚三代格』卷七、郡司事、延暦十七年（七九八）二月十五日官符（以下、雜格¹³）を掲げよう。

太政官符

応^レ禁^二断副擬郡司^一事

右被^二大納言從^三位神王宣^一傳、奉^レ勅、郡司之員明具^二令條^一。而諸國^二司等^一員有^レ闕、便擬^二數人^一、正員之外更置^二副擬^一。無^レ益^二公務^一、已潤^二私門^一、侵^二漁百姓^一莫^レ過^二斯甚^一。自今以後、簡下堪^二時務^一者上擬^二用闕處^一、正任之外不得^二復副^一。

延暦十七年二月十五日

事書きに示されたごとく、雜格¹³は副擬郡司の設置を禁じるものである。その内容についてはやや議論もあるが、注目しておきたいのは、第一に「正員之外更置^二副擬^一」とあるように、「正員」郡司がいながら副擬郡司が存在していることが問題視されていること、第二にそのような副擬郡司が国司によって設置されているということである。前述したように、擬任郡司は正員郡司に欠員が生じた際に臨時に置かれるもので、郡務への関与も認められていた。したがって、正式な郡司任命を待たずとも、郡務に影響は出ないはずである。しかし実態はとすると、それ以外の副擬郡司も郡務に関与していたと思われ、そのことが「已潤^二私門^一、侵^二漁百姓^一」という状況を惹起させたために、禁斷されることになったと考えられる。では、かかる副擬郡司はいかなる背景のもと、国司によって設置されてきたのであろうか。「副擬」という文言からは、次の『続日本紀』天平七年（七三五）五月丙子条が想起される。

制、畿内七道諸国、宜下除^二國擬^一外、別簡^二難波朝庭以還譜第重大四五人^一副^レ之。如有下雖^レ无^二譜第^一、而身才絕^レ倫、并勞効聞^レ衆者上、別狀亦副、並

附「朝集使」申送。其身、限「十二月一日」、集「式部省」。

郡司の欠員に対し、一名の国擬者その他に、四・五名の「難波朝廷以還譜第重大」な者を選び、国擬者と共に申上するとされている。さらに、譜第が無くとも有能な者は、「別状」でもって申上することとされた。この制度は、国司の恣意的な銓擬を極力排除し、その客觀性を保証するために、郡司候補者となり得る者たちも中央へ報告するためのものであろう。国擬者以外については、実際に上京するかどうか詳らかでないが、先の目的を達成するためにも、中央へともに向かった可能性が高い。

このような、いわば郡司候補者予備軍でもいうべき存在が、副擬郡司だと考えられる。ここで、前掲の雑格13に戻ると、彼らは副擬郡司として、国司の指示のもと郡務に関与していたことがわかる。ただ、副擬されて以降、上京するまでの期間のみ郡務に預かっていたということであれば、ここまで問題視されていなかつただろ。なぜなら、郡司の任用は毎年行われており、本来であれば一年未満でそのような問題は解消するはずだからである。したがって、中央からの帰郷後、正式な郡司となれなかった副擬郡司が、依然として郡務に関与するようになつたことが、中央政府によって雑格13を発布せしめたと推察される。

では、こうした副擬郡司に対する理解を踏まえた上で、弘仁九年（八一八）三月十日の「近江國愛智郡大國郷調首富麻呂解」に注目したい。⁽¹⁰⁾ここには、大領とともに擬大領がみえ、両者ともに郡務に関与していることが確認できる。ただしこの擬大領は、正員郡司である大領が存在することからすれば、通常の擬任郡司ではあり得ない。そこで、正員郡司に加えて国司によって活用されるという副擬郡司の性格を想起すれば、大領と併存する擬大領は、雑格13で禁斷されている副擬郡司とみなすことができよう。⁽¹¹⁾おそらく正員郡司になることが叶わず、その後も郡司候補者として郡務を行なっていたと考えられる。そして弘仁九年段階でこうした郡司が存在していることは、延暦十七年の雑格13によって禁止されてもなお、その必要性から

国司によって活用され続けたと考えられよう。⁽¹²⁾

⁽¹³⁾

これまで正員郡司以外の者を国司が活用していたという状況を述べたが、それを直接うかがえる実例は、ごく僅かに過ぎない。しかし、他の史料からそれを類推することは可能である。『類聚三代格』卷七、郡司事、大同元年（八〇六）十月十二日官符は「聽⁽¹⁴⁾陸奥出羽両國正員之外擬⁽¹⁵⁾任郡司軍穀⁽¹⁶⁾事」との事書をもち、陸奥出羽両国で正員郡司の外に擬任郡司を置くことが許されている。ここにみえる擬任郡司は雑格13で禁止された副擬郡司の例外として認められているが、平野博士は指摘するように、その前後の時期に、正員以外の擬任郡司（副擬郡司も含む）の設置、活用が広く行われていたと考えられる。⁽¹⁷⁾

以上に述べてきたような状況を経て、弘仁十三年（八二二）に後期擬任郡司制が成立する。それを示すのが、『類聚三代格』卷七、郡司事、弘仁十三年十二月十八日太政官謹奏である。「郡司初擬三年後乃預⁽¹⁸⁾銓例⁽¹⁹⁾事」との事書をもつこの謹奏は、まず「弘仁三年八月五日符⁽²⁰⁾」に触れ、これを契機に郡司の銓擬における国擬の重視が定められたことを述べる。しかし、郡司にふさわしい人物を判断するのは容易ではないため、「先申⁽²¹⁾初擬⁽²²⁾歴⁽²³⁾試雜務⁽²⁴⁾、待⁽²⁵⁾可⁽²⁶⁾底⁽²⁷⁾績、銓擬言上⁽²⁸⁾」とあるように、郡司候補者をまず擬任郡司として雑務に三年間従事させ、その後正式に候補者として決定させるとする。不破英紀氏が明快に指摘するように、この弘仁十三年の法令を直接の契機として、以降正員郡司と擬任郡司は併存するようになるのである。⁽²⁹⁾

ただし、かような見解に対しても、国擬を重視するという法令が出された弘仁三年を画期とみる見解もある。⁽³⁰⁾しかし、從来触れられていないが、副擬郡司の設置を禁じる雑格13が弘仁格に収められたことは重視されてよい。周知のように、弘仁格は弘仁十年までの有効法を集めたものである。したがって、正員以外の郡司の設置を禁じる雑格13が弘仁格に収載されていることは、少なくとも法制上、弘仁十年までは有効であつたと考えられる。以上のことから、やはり弘仁十三年を画期として、後期擬任郡司制が成立したと考えてよいだろう。

本章では先行研究を踏まえ、郡司の任用制度や副擬郡司、後期擬任郡司について、若干の私見も交えつつ確認してきた。そして、主に副擬郡司を取り上げ、国司による副擬郡司の設置は禁じられていたこと、その一方で弘仁九年の文書にみえるように副擬郡司が郡務をおこなっていたこと、弘仁十三年に後期擬任郡司が成立したことを述べた。では、以上のことを心に留めつつ、問題となる式下7の検討へと移りたい。

第二章 延暦十六年十一月二十七日官符（式下7）の検討

副擬郡司の郡務への関与が本来的に禁止されている状況下では、正員郡司とその欠を補う前期擬任郡司で地方行政を遂行していかなくてはならない。しかし既述のように、八世紀後半以降、郡司の交替が頻繁に生じていた。このことに限れば、毎年新たな郡司が任命されることによって欠員を補うことができるため、問題は生じないようと思われる。だが注意しなければならないのは、これも既に述べたように、任命には中央での任官儀への参加が必須になるという点にある。したがって、郡司の交替・新たな郡司の任命には、一時的とはいえ必ず郡司の不在が伴う。さらに問題を複雑にするのは、その不在の時期が、調庸の収納・納入時期と重なっていることである。

ここで、奈良時代前半における郡司の任用日程を確認しておこう。⁽¹⁹⁾ まず十月～十一月にかけて国擬が行われ、結果が中央に送られる。国擬で選ばれた郡司候補者は、十一月～十二月一日以前に上京することになる。その後、十一月以降に式部銓擬が行われ、最終的には翌年三月頃に任官儀が挙行された。かかる日程は、京までの遠近に関わらず一律に設定されている。一方、調庸の納入日程については養老賦役令³調庸物条に規定があり、近国は十月三十日、中国は十一月三十日、遠国は十二月三十日というように、京までの距離に応じて期限が設けられていた。同条によれば八月頃から国郡への収納が開始されるようであり、いずれの地域においても郡司上

京の日程と重複することになってしまつ。

以上述べてきた日程の重複という課題を克服するために、中央政府はその対策に着手するが、その第一は、次に掲げる『類聚三代格』卷七、郡司事、天平神護二年（七六六）四月二十八日勅（以下、式下9）である。

勅、式部銓擬諸国郡司、課試多人惣申補任。為此之故待日度年。
非但勞民亦妨諸務。朕每念此意猶納障。自今以後、宣下革斯弊、且試且任、隨終隨遣上。然則官无滯政、人無廢業。宣下所司、永為中恒
例上。主者施行。

天平神護二年四月廿八日

ここではまず、「課試」（式部銓擬）する人の増加が問題にされている。須原氏も注目したように、これこそ、郡司の頻繁な交替の帰結に他ならない。そして、それによって補任までの日が長引き、在京期間が長期化することで、郡務遂行に支障が出ているという弊害が語られる。それに対して中央政府がとった対応は、「且試且任、隨終隨遣」すなわち式部銓擬を終えたものから順次任官していくという方法であった。従来は全員の式部銓擬が終わるのを待ち、それらをいっせいに任命していたが、かかる方式を変更することで、在京期間の長期化に歯止めをかけようとしたのである。

ただし、式下9に示された郡司の任用方法が実際に機能したのか、という点については疑問なしとしない。なぜなら、郡領の場合、一般的には天皇出御儀である郡司詠奏を経る必要があり、任官儀も場所は太政官曹司庁で大臣も出席する必要があるからである。⁽²⁰⁾ したがって、銓擬が終わるごとに郡領の詠奏や任官儀を行うとすれば、たしかに在地の弊害は改善されるが、中央の手続きがあまりに煩雑になることが当然予想されるからである。森公章氏はこの点に関して、以前の方式を改め「銓擬修了者を順次補任しようとしたものであるが、式部省銓擬の儀式性に鑑みて、あまり変化はなかつたものと予想される」と指摘する。⁽²¹⁾ しかしながら、須原氏が論じ

るよう、延暦十五年（七九六）九月二十三日の「大国郷戸主鳴削乙麻呂解」に近江国愛智郡擬主帳として野中史がみえ、同一人物が同年十一月一日の「八木郷戸主民首田次麻呂解」には正員の主帳としてみえており、式下⁹が機能していた様子を示唆している。⁽²⁴⁾

しかし、かような変更も本質的な解決策とはならなかつた。磐ト氏が指摘するように、問題の本質は、在京期間の長期化ではなく、調庸納入日程と郡司の上京日程との重複だったからである。

はたして、以上の問題に対応するための中央政府による第一の策が、本稿が注目する式下⁷である。

太政官符

停止転擬郡司向レ京事

右得「武藏國解」備、案「神龜五年四月廿三日格」云、銓「擬郡司」、自今以後転「任少領 擬「大領闕」者、待レ有「堪」用新人」、然後一時転擬者。因レ茲転擬新擬相共朝而收「納正稅貢」上調庸、此尤盛時。望請、新擬少領依「期貢上、転擬大領留「國預」務。然則各得「其所」、雜務易「済」者。被「大納言從三位神王宣「備、奉「勅、依「請。諸國亦准「此。

延暦十六年十一月廿七日

まず武藏國解において、神龜五年（七二八）四月二十三日格が引用されている。同格では、大領の次に現任の少領をもつて転任させる場合、新たに少領となるべき「堪」用新人」を待って、両者を「一時転擬」させよと命じている。⁽²⁵⁾これを受けて、

従来少領であった転擬大領と、新たな擬少領がともに上京することになったが、そこで新たな問題が生起した。その問題に対処するために発布されたのが、式下⁷である。

式下⁷について磐下氏は次のように述べる。「遠国に分類される武藏国が、郡司候補者の上京に起因する調庸納入業務の支障を訴えている。そしてその是正策とし

て新擬少領のみ、「貢上」の期日に合わせて上京させることとしたのである。この「貢上」とは、おそらくその前の「貢上調庸」という表現から推して、調庸の運京のことを指していると考えてよい」と。以上の解釈は、「貢上」の理解も含めて妥当なものと思われる。しかし、式下⁷からは、より重要な要素を抽出することができるのではないかと考える。

磐下氏は、調庸の貢上と合わせて、銓擬を受けるために擬任郡司が上京すると述べに止まる。しかし、それは単なる上京ではなく、擬任郡司を調庸専当に充てた上で上京させると解釈すべきであろう。⁽²⁶⁾式下⁷には、そのことを直接的に指示している文言はみられないが、その蓋然性は十分あると考える。仮に専当郡司が別に存在し、それに加えて擬任郡司が上京するということであれば、郡務への関与を正式に認められた郡司のうち、少なくとも二名が在地を離れることを意味する。しかし、

それは考えにくい。なぜなら、式下⁷は、郡司の上京と調庸の収納・納入業務が重なり、郡務に支障が出ているという問題から出発しているからである。二名の郡司の上京が、そのような趣旨と相容れないものであることは明らかであろう。このように考えれば、式下⁷は、擬任郡司を調庸専当に充てることを述べたものと解釈することができるのである。

式下⁷でその対象とされたのは、大領・少領の場合であるが、延暦十九年には、

同様の措置が主政・主帳にも拡大された。『類聚三代格』卷七、郡司事、延暦十九年（八〇〇）三月二十六日官符（以下、式下⁸）に

太政官符

停止転擬郡司向レ京事

右檢「案内」、太政官去延暦十六年十一月廿七日下「諸国」符備、承前之例、銓「擬郡司」転擬新擬同共向レ京。自今以後、新擬少領依「期令」向、転擬大領留「國理」務者。被「大臣宣」備、奉「勅、見任主帳転「擬主政」及復任等人、亦宜准「此勿「勞」入京」。

延暦十九年三月廿六日

とあり、⁽²⁷⁾ 主政の欠員によりそれまでの主帳が主政になる場合は上京が免除される。よって、新たに主帳となる新擬主帳のみが上京することとなつた。この式下⁸では、

調庸専当のみならず、調庸の貢上に合わせて上京するとも述べられていない。しかし、冒頭で先の式下⁷を引用していることを踏まえるならば、新擬主帳を調庸専当郡司に充てて上京させると解釈できるだろう。

では、かかる措置によって、郡司の任用日程はいかなる変更が加えられたのだろうか。先の式下⁹の段階で、それまでのいっせい任用を改め、候補者を順次任用するよう変更されていた。式下⁷は式下⁹を無効化したのではなく、両者相俟つて機能したと考えるのが妥当だろう。すなわち、式下⁹の「且試且任、隨終隨遣」という方法については維持された可能性が高い。したがつて、調庸納入の期日に対応させて上京してきた擬任郡司を順次、銓擬・任官していくと考えられるのである。以上本章では、調庸専当に関する史料として式下⁷ならびに式下⁸を捉えるべきことを論じてきた。この解釈が認められるとすれば、次にはこのような法令の背景に、いかなる問題が存在したのかが焦点となろう。章を改めて論じたい。

第三章 擬任郡司と調庸専当

(1) 擬任郡司の調庸専当への任用

ここからは、擬任郡司の調庸専当への任用について考察を深めていきたい。はじ

めにでも述べたように、専当に関しては、以前に国司を対象として考察を加えたことがある。ただ、郡司についてはほとんど触れることができなかつたため、改めて調庸専当郡司について確認しておこう。『延喜式』民部上18調庸専当条には

凡諸國調庸専當者、差下目以上并郡司少領已上強幹于事者上、毎年相換、但小郡者二年差^レ領、一年差^二主帳^一、其歴名附^二大帳使^一申^二送官^一。

とあって、国司は日以上、郡司は小郡以外であれば少領以上が充てられることになつ

ており、毎年交替するものとされていた。⁽²⁸⁾ さらにその歴名は、事前に大帳使によつて太政官へ送られており、中央でも確認できるようになつていてことに注意しておきたい。

さて、式下⁷は擬任郡司を調庸専当に充てるよう指示されたものと解釈したが、それ以前に同様の状況は生じなかつたのかといえば、そうではない。たとえば、平城宮東院地区 S D 三三六 B 出土の宝龜五年（七七四）の年紀を持つ調の荷札木簡には「擬少領」がみえる。⁽²⁹⁾ 本木簡は上総国夷濱郡からの荷札であるが、郡司とともに国司も記されており、類例から推して専当郡司であると考えられる。実は、このように擬任郡司が専当となることは、決して珍しいものではなかつた。

表として掲げたのは、正倉院に残る調庸布や荷札木簡に記された専当郡司の一覧である。⁽³⁰⁾ 表では○を付したように、擬任郡司が決して少なくないことが判明する。

また、先にみた『延喜式』では、専当郡司は基本的に少領以上とされていたが、八世紀の実例をみると、主政以下の郡司が充てられることが多かつた。⁽³¹⁾ いうまでもなく、現存する調庸布や荷札木簡から知られる調庸専当は、当時の調庸専当全体からみればごく一部であるに過ぎない。しかし、その中でも相当数の擬任郡司がみえていることは、かかる例が当時としてもある程度普遍的にみられた状況であると推察される。⁽³²⁾ 従来、調庸専当に擬任郡司が多くみられるることに関するでは、郡司の頻繁な交替を示すという指摘を除いて深く考察されていないが、本稿はそこに新たな意味を見出したいと思うのである。

若干注意を要するのは、特に国司の場合に明確であるが、調庸専当がそのまま上京する必要は必ずしもなかつた、という点である。そのことは、『類聚三代格』巻十二、諸使并公文事、承和九年（八四二）正月二十七日官符から導き出せる。そこには宝龜六年（七七五）六月二十七日格が引用され、「貢調庸使者必進^二專當國司目已上^一」とあって調庸を貢上する貢調庸使に専當國司を充てることとされている。裏を返せば、宝龜六年以前は専當の国司であつても貢調庸使となつて上京する必要

表 調庸専当郡司一覧

No.	擬任	年 月 日	官 職	位 階	郡司名	国 郡	史料 典拠
1		天平14年(742)9月20日	少領	外從七位下	—	参河国 宝飫郡	調庸墨書銘 112
2		天平16年(744)9月20日	少領	從八位下	依網連□主	参河国	" 112
3		天平感宝元年(749)8月	大領代	—	梶前部君賀味麻呂	上野国 佐位郡	" 26
4		天平勝宝元年(749)10月	少領	外從八位上	他田臣国足	相模国 鎌倉郡	" 60
5		天平勝宝2年(750)10月	主帳	外從七位下	丈部果安	上総国 市□(原)郡	" 42
6	○	天平勝宝4年(752)10月1日	擬主政	无位	物部大川	常陸国 信太郡	" 5
7	○	天平勝宝4年(752)10月	擬主帳	從八位下	茨城□□□(家依)	常陸国 茨城郡	" 7
8	○	"	擬少領	无位	中臣鹿嶋連浪足	常陸国 鹿嶋郡	" 13
9	○	"	擬少領	无位	他田部君足人	上野国 新田郡	" 27
10		"	大領	外正七位上	他田舍人国麻呂	信濃国 筑摩郡	" 76
11	○	"	擬少領	无位	□□□(部)□長	相模国	" 62
12	○	天平勝宝4年(752)	擬少領	无位	君子部臣足	常陸国 多珂郡	" 19
13		天平勝宝5年(753)10月	大領	外正八位下	壬生直足人	常陸国 行方郡	" 8
14		"	主帳	外從七位下	[]麻呂	武藏国	" 115
15		"	大領	—	—	武藏国	" 117
16		"	大領	外正八位下	能登臣智麻呂	越中国 凰至郡	" 72
17		天平勝宝5年(753)11月	少領	外從八位上	宍人直石前	武藏国 加美郡	" 55
18		天平勝宝7年(755)10月	主帳	外從八位下	矢作部上麻呂	伊豆国 田方郡	" 84
19	○	"	擬少領	无位	秦勝国方	土佐国 吾川郡	" 103
20	○	天平勝宝□(7カ)年(755)10月	擬主帳	无位	当麻由万呂	—	" 109
21		天平勝宝8年(756)10月	大領	外正□位上	□□□□	上総国 朝夷郡	" 35
22	○	天平勝宝8年(756)10月	擬少領	少初位上	榎本連千嶋	[](紀伊国草郡カ)	" 92
23		天平勝宝8年(756)11月	領	外從七位下	刑部直名虫	武藏国 橋樹郡	" 49
24	○	天平宝字元年(757)10月	擬少領	大初位下	宇治部大成	常陸国 那賀郡	" 15
25	○	天平宝字2年(758)10月	副擬□領	大初位上	丈部直佐弥万呂	常陸国 筑波郡	" 1
26		天平宝字2年(758)	少領	正六位下	金刺舍人足人	駿河国 駿河郡	木簡 城42-15上
27		天平宝字4年(760)10月	大領	外正六位□(上カ)	生部直□□(信陀)理	駿河国 駿河郡	" 平城宮5-7901
28	○	天平宝字7年(763)10月	擬主帳	无位	中臣部広敷	常陸国 筑波郡	調庸墨書銘 3
29		天平宝字8年(764)10月	主帳	從七位上	安曇部百嶋	信濃国 安曇郡	" 77
30	○	宝龜5年(774)	擬少領	外大初位上	□□□□	上総国 夷瀬郡	木簡 城12-13上
31		宝龜8年(777)10月	大領	外從七位上	日下部使主山主	上総国 周准郡	調庸墨書銘 38
32	○	天応□(元カ)年(781)6月15日	擬大領	外從八位下	[]全人	佐渡国 賀茂郡	" 65
33	○	延暦元年(782)10月10日	擬領	外正七位上	膳臣山守	伊豆国 那賀郡	木簡 木研18-14
34		延暦10年(791)10月16日	領	外從八位上	□□□□□(足カ)	伊豆国 那賀郡	" 木研20-59
35	○	天長5年(828)10月	擬少領	外少初位下勲八等	丈部石万呂	上総国 天羽郡	調庸墨書銘 45
36		天長5年(828)11月	大領	外從七位位上勲七等(ママ)	谷直国主	上総国 市原郡	" 37
以下年代不詳							
37		天平□□	少領	外正八位上	丈部□(臣カ)□敷	安房国 長狭郡	木簡 木研9-13
38	○	天平[]月	擬少領	外從八位上勲□等	日下部連虫麿	上総国 周准郡	調庸墨書銘 39
39	○	—	擬少領	—	—	常陸国 行方郡	" 10
40		—	主帳	外大初位上	他田舍人部□□(高麿カ)	常陸国 行方郡	" 11
41	○	—	擬大領	外從七位下	—	常陸国 久慈郡	" 18
42		—	少領	外正八位下勲十二等	丈部直此持	武藏国 横見郡	" 52
43		—	大領	外從八位上	播磨直広[]	播磨国 飾磨郡	" 94
44		—]大領	外正八位上	神人[]	—	" 108
45	○	—	擬少領	—	丸子部大麻呂	—	" 129
46		—]主帳	外正八位下	川内君忍男	—	" 追加47
47	○	—	擬[]	—	—	—	" 追加52
48		—	少領	外正八位上	丈部直稻敷※1	—	木簡 城42-10上

・調庸の専当とは断定できないものも含め、郡司の官職が判明するもののみ掲載した。なお、一部推定も含む。

・同一郡司と思われるものは一例のみ取り上げた。

・太線以下は後期擬任郡司制下の事例。

・「史料 典拠」の調庸墨書銘の番号は杉本註30論文による。

・「史料 典拠」の略称は『平城宮発掘調査出土木簡概報』→城、『木簡研究』→木研、『平城宮木簡』→平城宮とする。

※1 No.37と同一人物の可能性あり。

はなかつたということだろう。⁽³³⁾ すでに指摘されているように、調庸専当国司の本来の業務は、品質を検査する「検校」であった。⁽³⁴⁾ しかしこのことは、それ以前に専当が上京していなかつたということを意味しない。むしろこれ以前も専当国司が貢調使となることは往々にしてあつたと考えられる。郡司の場合も、表で示した擬任郡司の中には、専当郡司として上京したものも存在した可能性は高いだろう。

では、かかる措置はいかなる状況から生じたものであるか。在地における国司の側からしてみれば、租税納入時期に擬任郡司が不在の状況は当然好ましくない。明確に決められている納入時期を守らなければ、国司に責任を負わされる可能性があるからである。さらにもう少し先述したように、大領が欠員となつた場合、延暦十六年以前は擬大領・擬少領がともに上京しなければならず、そうななれば両者とも不

在となる。これに加えて調庸納入に伴い郡司が上京することになれば、さらなる不在が生じよう。こうした事態を回避するため、延暦十六年以前にも、擬任郡司を専当郡司に充てていたのではないか。それが、表にみえる擬任郡司の姿だったと考えられるのである。

前述したように、本来擬任郡司は、十二月一日までに式部省に参集しなければならない。一般的な擬任郡司は朝集使とともに向かつたと思われるが、その場合、畿内は十月一日以前、畿外は十一月一日以前に上京するため、多少遅れたとしても銓擬の期限には問題ない。一方で、擬任郡司が調庸専当郡司となって貢調使とともに上京するとなると、近国・中国は問題ないが、遠国は十二月一日に間に合わない。⁽³⁷⁾ また、八世紀後半には調庸納入の違期が問題となつており、中国も遅れが予想される。在地側の判断で擬任郡司を専当郡司に充てることが多々あつたと先に想定したが、それが正しければ、郡司任用手続きに遅れが生じてきた可能性がある。式下7には、そうした事態を解消する意図もあつたはずである。⁽³⁸⁾

擬任郡司を調庸専当として上京させていたとの想定に関して、国司の事例ではあるが、『続日本後紀』承和十二年（八四五）正月壬申条が注目される。同条には、

太政官符
応レ禁三國司使一綱領郡司任レ意相替一事
右右大臣宣、奉レ勅、如レ聞、諸国綱領郡司等、任レ意相替正身不レ參。至于

美濃国からの種々の産物の貢納に際して、「以_レ遷替之国司_一、便充_レ綱領_一」とあり、任務を終え帰京する遷替国司を使に充てていた状況が記されている。こうした例から知られるように、在地から京へ向かうに際して、一人の国司や郡司に複数の役割を担わせるという状況は、決して珍しいことではなかつたと思われる。このようにことから、擬任郡司についても、同様の事態を想定することが可能ではなかろうか。これまで、主に在地の側から擬任郡司を専当に充てることの意義を考えてきた。これは何よりも、式下7が武藏国の解に端を発していることに注目したからである。一方の中央政府側についても、かかる要求を受け入れる素地が醸成されていた。次節では、中央政府の意向にも目を向けつつ、さらに考察を進めていきたい。

（2）郡司の動向と中央政府

では、当該期の在地における郡司の動向を探りつつ、式下7を位置付けてみよう。はじめにで触れたように、八世紀後半において、調庸の違期や未進といった問題が表面化しつつあった。中央政府はそれに対処するために、国司は当然のこと、郡司に対しても規制を強めるようになる。たとえば天平勝宝四年（七五二）には、従来官物欠失に対しても郡司を科断してこなかつたが、今後は現任を解くなど厳しい措置をとるとされた。⁽³⁹⁾ さらに延暦四年（七八五）には、調庸の龐悪に対しても専当郡司を決罰の対象とともに、「見任」を解き、譖第を断つといった手段をとるに至る。⁽⁴⁰⁾ 譖第は自身のみならず、子孫に対しても影響を及ぼすものであり、そうなると専当郡司に就くことを憚るようになるのは自明の流れであろう。

ここで、式下7発布直前の状況を示すものとして、『類聚三代格』卷七、牧宰事、延暦十五年（七九六）六月八日官符（以下、雜格16）に注目したい。

延暦十五年六月八日

ここで問題とされたのは、上京するはずの「綱領郡司」がほしいままに交替し、「正身不レ参」という事態である。「綱領郡司」は調庸専当郡司に限定されないが、調庸は地方から貢納される税として一般的であること、先にみたような調庸貢納への責任強化という趨勢から、調庸が念頭に置かれていたことは間違いない。調庸専当郡司は出雲国計会帳に「主當調庸國郡司歴名」とあるように、事前に歴名を提出することによって中央政府に把握されていたが、実際の納入の場においてはそれとは異なった郡司が立ち会つたということであろう。そしてこのような専当郡司の交替が、先に述べたような八世紀後半以降の彼らに対する規制の強化に起因することは容易に想像できる。

雜格16で注目したいのが、国司の動向である。すなわち、郡司の交替を容認する国司の存在が看取される。当然、官符においても郡司同様国司も対象とされ、罪に問われることが述べられている。ここからは、国司と郡司との結託が想定できよう。そして山口英男氏が指摘するように、「正身不レ参」の替わりに綱領郡司となつたのが、国司が任意に設置した副擬郡司ということになると思われる。⁽⁴²⁾

加えてこの雜格16が、これまで検討してきた式下7の前年に発布されたものである点は見逃せない。さらに式下7の翌年に発布されたのが雜格13であり、この三者は一体的に解釈されるべきだと考える。すなわち、当該期の在地においては、決罰や譜第の断絶を恐れ、責任を回避しようとする郡司の増加という問題が顕在化して

いた。さらに郡司の頻繁な交替という事態も生じ、国司は郡務を補うべく副擬郡司を設置するようになる。こうした状況下で発布されたのが、式下7であった。擬任郡司であれば、正式な郡司となるべく中央へ確実に上京してくるだろうし、雜格16で指弾されているような交替も生じにくくなるはずである。先述のように、式下7によって郡司の任用日程は変更されることとなるが、中央政府は擬任郡司を専当として把握し、調庸確保を優先する途を選択したと理解できよう。

延暦十七年に副擬郡司が禁止されたのは、調庸の違期・未進が顯著となる中にあって、責任の所在が曖昧になるのを防ぐためであった。中央政府はその一方で、擬任郡司を専当郡司とし、彼らを「活用」していくともいえる。要するに式下7は、正員以外の郡司を設置し郡務を円滑に遂行しようとする在地側と、責任の所在を曖昧にしかねない正員外郡司を禁止し、専当郡司によって適切な郡務遂行を目指す中央政府との、歩み寄りによって成立した制度と評価できるのである。

このような適切な業務運営を目指す姿勢は、郡司任用制度にも当然のごとく反映された。『類聚国史』巻十九、国造、延暦十七年三月丙申条には「宜ミ其譜第之選、永從「停廢」、取「芸業著聞堪レ理レ郡者」為レ之」とあって、従前の任用における譜第重視を停止し、「芸業著聞、堪レ理レ郡者」を任用基準とするよう変更されたのである。以上のように、郡司の頻繁な交替による擬任郡司の増加、そして調庸制の動搖は、郡司の採用基準や任用日程などの任用制度全体の変化をも促したのである。かかる流れの中で、郡司の専当が機能したと捉え得よう。

おわりに

本稿では、式下7を手がかりに、擬任郡司と調庸専当との関係を考察してきた。ここで結論を繰り返すことはしないが、最後にその後の郡司制度に関して見通しを述べて擱筆したい。

太政官符

応レ停_三止諸国擬任郡司遷_一拜他色_一事

右得_二近江國解_一備、郡中百姓雖_レ有_一其數_一、堪_二郡司_一者不_レ過_二一兩_一。仍撰_二定其人_一、差_二充調庸租稅等預_一。或為_二旧年調庸綱領_一、未_レ究_二預事_一、或為_二當時租稅專當_一、多有_レ所_レ負。 (後略)

とあり、擬任郡司を専当に充てる方策は、後期擬任郡司成立以降も継続したと考えられる。ところでここにみえる擬任郡司の動向を、後期擬任郡司の特徴とみなす見解もある。⁽⁴³⁾しかし、本稿での考察を踏まえれば、それは前期擬任郡司から受け継がれた性格とも捉えられるはずである。そして同様に、専当となる後期擬任郡司の中には、中央での正式な任命手続きを受けるために上京する郡司も存在したことであろう。後期擬任郡司制の成立により、擬任郡司の性格が変化したことは間違いないが、変化していない部分も存在する。当然のことながら、後期擬任郡司も本来的には郡司候補者の一人であった。従来の研究では、そうした側面があまりに軽視されているのではなかろうか。

その背景には、後期擬任郡司制の成立によって、正員郡司の役割が低下したという認識がある。一般的に、弘仁十三年以降、国司が自由に擬任郡司を任命していくと理解されているが、そのような理解は、国司の受領化や郡司の国司属僚化・国衙への取り込みという大きな流れと結びつくものである。しかし、弘仁十三年以降も正員郡司の増員がしばしば行われるなど、少なくとも九世紀において、正員郡司がその役割を大きく低下させた訳ではない。また『類聚三代格』卷七、郡司事、天長元年（八二四）八月五日官符では郡司の「譜図牒」の提出を命じ、その提出を一紀一進としている。このような方策は、郡司の銓擬における国司の恣意性を排除するためのものであり、換言すれば、郡司の銓擬に対し中央が関心を失っていないことを物語っている。すでに不破氏は、九世紀の擬任郡司を八世紀とは異なる存在とみなす一般的な見方に對し疑問を投げかけている。今後はこのような指摘を踏まえ

つつ、九世紀の郡司制度を捉え直していくことが肝要だろう。

推論に推論を重ね、かつ論じ残した点もあまりに多いが、それらは全て今後の課題としたい。

註

(1) 坂本太郎「郡司の非律令的性格」(『律令制度 坂本太郎著作集第七巻』吉川弘文館、一九八九年、初出一九二九年)。その他、代表的な研究として、米田雄介『郡司の研究』(法政大学出版局、一九七六年)、磯貝正義『郡司及び采女制度の研究』(吉川弘文館、一九七八年)、森公章『古代郡司制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)などがある。

(2) 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地——その運用実態をめぐって——」(『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九六年)。以下、須原氏の所論はこれによる。

(3) 長山泰孝「調庸違反と対国司策」(『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六年、初出一九六九年)。

(4) 国司の専当については拙稿「国司専当攷」(『古代文化』七〇一四、二〇一九年)を参照。

(5) 磐下徹「擬郡司帳管見—郡司任用日程の変遷—」(『日本古代の郡司と天皇』吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇〇七年)。以下、特に断らない限り、磐下氏の所論はこれによる。

(6) 「令集解」田令32郡司職分田条宋説には「凡於_レ法、擬郡司不_レ見。不_レ可_レ得_レ田」とあり、擬任郡司には職分田を支給しないとする解釈がみえる。

(7) 磐下徹「郡司読奏考—郡司と天皇制—」(前掲註5書、初出一〇〇七年)。

(8) 『続日本紀』和銅五年（七二二）四月丁巳条。

(9) 郡司任用制度の変遷とその研究史については、今泉隆雄「八世紀郡領の任用

と出自」(『古代国家の地方支配と東北』吉川弘文館、一〇一七年、初出一九七二年)、山口英男「郡領の銓擬とその変遷」(『日本古代の地域社会と行政機構』

吉川弘文館、一〇一九年、初出一九九三年)、森公章「律令国家における郡司任用方法とその変遷」(前掲註1書、初出一九九六年)などを参照。

(10)『平安遺文』四四号文書。以下も含め、本稿で取り上げる『平安遺文』所収文書については『新修 彦根市史 第五卷』(彦根市、二〇〇一年)も参照した。

(11) なお雑格13の「副擬郡司」には、正員郡司と併存する擬任郡司に加えて、「國擬」された擬任郡司と併存する副擬郡司も含まれると考えられる。不破英紀「擬郡司制成立に関する一考察」(平松令三先生古稀記念会編『日本の宗教と文化』同朋社出版、一九八九年)を参照。

(12) なお、この文書が畿内周辺の近江国の中である点は注意を要する。なんとなれば、当該期においては、畿内の郡司への就任希望者が減少していることが

うかがえるからである。それを裏付けるように、『弘仁格抄』上、格卷二には「応レ預レ考畿内擬郡司事 延暦十八年九月廿二日」とあり、畿内の擬任郡司に考を与えていることがわかる。しかしながら、この「擬郡司」も前期擬任郡司であり、畿内といえども、正員郡司と擬任郡司の併存が許されていたとは考えがたい。

(13) 正員以外の郡司には、他にも權任郡司や員外郡司が存在する。それらについては後考に俟ちたい。

(14) 大同元年官符(雑格14)は弘仁格の配列上、雑格13の次に位置する。大同元年官符が雑格13の例外として機能したことは、このような弘仁格の配列からも傍証される。

(15) 平野博之「平安初期における国司郡司の関係について」(『史淵』七二、一九五七年)。以下、平野氏の所論はこれによる。

(16)『類聚三代格』卷七、郡司事、弘仁三年(八二二)八月五日官符・『日本後紀』弘仁三年六月壬子条。

(17) 不破前掲註11論文。以下、不破氏の所論はこれによる。

(18) 米田雄介「擬任郡司制の成立と展開」(前掲註1書、初出一九六九年)。なお、本論文の初出時は弘仁十三年を重視していた。

(19) 磐下前掲註5論文。

(20)『儀式』卷九、太政官曹司序叙任郡領儀。『儀式』は改訂増補故実叢書本による。

(21) 森前掲註9論文。

(22)『平安遺文』一五号文書。

(23)『平安遺文』一六号文書。

(24) 加えて、式下⁹は弘仁格であるから、まったくの空文であったとは考えがたいだろう。

(25) 神亀五年格は『延喜式』にも受け継がれ、同式部上¹¹³大領闕条に「凡大領闕処、以少領転任、以今擬者為少領」。其大少領並闕、先擬少領」と規定されている。ただし神亀五年格は、大領が欠員となつた際に少領を転擬される場合の対応を規定したもので、それ以外、つまり少領を経ずに直接大領に任命られるケースが否定されているようには読めない。

(26) 森公章氏は九世紀の郡司を検討する中で式下⁷に触れ、郡司が綱領郡司として上京することに注目する。ただし、そこでは正員郡司と擬任郡司を区別せず、租稅徵収における郡司の役割を明らかにする過程で取り上げられているに過ぎない。また、郡司の任用との関連にも触れていない。森公章「九世紀の郡司とその動向」(前掲註1書)を参照。

(27) 新訂増補国史大系本では官符の発布された月を二月とするが、前田家本や『弘仁格抄』により三月に改めた。前田家本は『尊經閣善本影印集成三八類

聚三代格二 卷五上～卷十』(八木書店、一〇〇五年)による。

(28) なお、国司・郡司を問わず、調庸専当がいつ成立したのかは明らかではない。

ただ、侯野好治氏が指摘するように、令制当初からのものであることは否定できないだろう。侯野好治「調庸制と専当国郡司」『律令財政と荷札木簡』同成社、一〇一七年)を参照。

(29) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』一二』(奈良国立文化財研究所、一九七八年)、十三頁。

(30) 表の作成にあたっては、松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)、侯野前掲註28論文、杉本一樹『正倉院の纖維製品と調庸関係銘文』(松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 前編)『正倉院紀要』四〇、二〇一八年)、同「正倉院の纖維製品と調庸関係銘文」松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 後編』(『正倉院紀要』四一、二〇一九年)を参照した。

(31) 主政以下も専当となる場合があつたという実態からすれば、式下8を調庸専当に関するものと解釈しても問題は生じない。

(32) 頗著な例をあげれば、天平勝宝四年(七五二)の常陸国の専当郡司は、確認できる四郡全てが擬任郡司である。

(33) 寺崎保広「調庸違反と専当官についての管見」『国史談話会雑誌』二一、一九八〇年)。

(34) 侯野前掲註28論文。

(35) 『延喜式』式部下36試郡司条。

(36) 養老考課令1内外官条。

(37) 先述したように、近国は十月中、中国は十一月中、遠国は十二月中に中央へ納入することになっていることを想起されたい。

(38) 式下7が、遠国である武藏国からの報告に基づくものであることも示唆的である。

(39) 『続日本紀』天平勝宝四年十一月己酉条。

(40) 『続日本紀』延暦四年五月戊午条。

(41) 出雲国計会帳は平川南「出雲国計会帳・解部の復原」『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年、初出一九八四年)による。

(42) 山口前掲註9論文。

(43) たとえば平野氏は、「擬郡司も正任郡司と同じく租税調庸の預り、専当、綱領になりえたことをのべている。擬郡司がかかるものに内容変化した以上、正任郡司がいなくとも郡務執行に不便はない」とする。

【付記】本稿は高梨学術奨励基金二〇一九年度若手研究助成による研究成果の一部である。